備考　1　供給地点の氏名（名称）の欄には、当該供給地点における電気の使用者又は電気の使用者の代表者の氏名（名称）を記載すること。

2　供給地点の住所の欄には、都道府県郡市区町村番地住居番号を記載すること。

3　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第十七の二の次に次の一様式を加える。

様式第17の3（第24条の5関係）

供給約款変更届出書

年　月　日

殿

住　所

氏　名（名称及び代表者の氏名）　㊞

電気事業法第19条第7項の規定により次のとおり供給約款を変更したいので届け出ます。

変更の内容	
実施期日	

備考　1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第二十三の次に次の一様式を加える。

様式第23の2（第32条の3関係）

落札供給条件変更届出書

年　月　日

殿

住　所

氏　名（名称及び代表者の氏名）　㊞

電気事業法第22条第9項の規定により次のとおり特定入札に応じて落札した供給条件を変更したいので届け出ます。

変更の内容	
実施期日	

備考　1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第三十三備考中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項及び第二項を一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2　特定規模需要（産業用その他）には、特定電気事業者の需要電力量のうち、託送供給を受ける分を含むものとすること。

附則第十七条を次のように改める。

（一の需要場所の特例）

第十七条　第二条の二第二項第一号から第三号までに掲げる場所（以下この条において「原需要場所」という。）において、次の各号に掲げる設備（当該設備を使用するために必要な電灯その他の付随設備を含む。）が設置されている部分を含む必要最小限の場所（以下この条において「特例需要場所」という。）については、当該各号に定める要件を満たす場合であって、当該設備に係る電気の使用者又は供給の相手方から当該設備の設置に際して電気事業者に対し申出があったときは、同項の規定にかかわらず、当分の間、原需要場所における次の各号に掲げる設備につきそれぞれ一に限り、一の需要場所とみなす。

一　電気自動車専用急速充電設備（電気自動車（電気を動力源の全部又は一部として用いる自動車をいう。）に搭載された蓄電池に相当程度短時間で当該蓄電池の容量のうち相当量を充電することができる設備であって、絶縁変圧器、整流器、電気自動車に搭載された専用電子計算機から発信される制御指令信号に基づき電気の供給量を自動的に制御するための装置及び充電用コネクターから構成されるものをいう。）イからハまでに掲げる要件を満たすこと

イ　公道に面している等、特例需要場所への電気事業者の検針、保守、保安等の業務のための立ち入りが容易に可能であり、かつ、特例需要場所以外の原需要場所への電気事業者の立ち入りに支障が生じないこと

ロ　原需要場所における他の電気工作物と電気的接続を分離すること等により保安上の支障がないことが確保されていること

ハ　特例需要場所に係る配線工事その他の工事に関する費用は、当該設備に係る電気の使用者又は供給の相手方が負担するものであること

二　再エネ特措法第三条第二項に規定する認定発電設備（以下この条において単に「認定発電設備」という。）イからニまでに掲げる要件を満たすこと

イ　原需要場所において認定発電設備と関係のない相当規模の需要があること

ロ　公道に面している等、特例需要場所への電気事業者の検針、保守、保安等の業務のための立ち入り（認定発電設備の全部又は一部が壁面等に設置されている場合にあっては当該認定発電設備付近への電気事業者の立ち入り）が容易に可能であり、かつ、特例需要場所以外の原需要場所への電気事業者の立ち入りに支障が生じないこと

ハ　原需要場所における他の電気工作物と電気的接続を分離すること等により保安上の支障がないことが確保されていること

ニ　特例需要場所に係る配線工事その他の工事に関する費用は、当該設備に係る電気の使用者又は供給の相手方が負担するものであること

2　前項の場合においては、第二条の二第二項第一号から第三号までに掲げる場所については、同項の規定にかかわらず、前項の規定により一の需要場所とみなされる場所を除いた場所を一の需要場所とみなす。

（一般電気事業供給約款料金算定規則の一部改正）

第二条　一般電気事業供給約款料金算定規則（平成十一年通商産業省令第百五号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第二十条）」を「（第二十条・二十条の二）」に、「（第二十条の二・第二十条の四）」を「（第二十条の三・第二十条の四）」に改める。

第二十条第三項中「第十九条第七項」を「第十九条第十二項」に改める。

第二十条の二第三項中「第二十条の二第一項」を「第二十条の三第一項」に、「第十九条第七項」を「第十九条第十二項」に改め、同条を第二十条の三とし、第三章第二節中同条の次に次の一条を加える。

（変動額届出料金の算定）

第二十条の四　沖縄電力株式会社（以下この条において「沖縄電力」という。）は、法第十九条第三項又は第六項の規定により供給約款で設定した料金を次に掲げる変動額を基に変更しようとするときは、第二条から第五条まで及び第十九条の二から第十九条の二十までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする供給約款で設定する料金を算定することができる。

一　燃料費の変動額

二　地帯間購入電源費の変動額

三　他社購入電源費の変動額